

通学用自転車規定

- 1 通学距離に関係なく申請することが出来る。
- 2 車体番号があり、防犯登録済みであること。
- 3 二重ロックができるよう正常に動く2つ以上の鍵があり、1つはワイヤー錠であること。
- 4 自転車保険への加入は県の条例で義務化されましたので、必ず加入してください。
- 5 ミニサイクル（20インチ以下）、折り畳み自転車、マウンテンバイクは禁止する。
- 6 ハブステップ（バックステップ）、ボトルケージ（ドリンクホルダー）、その他のアクセサリ類の取り付けは禁止する。
- 7 ブレーキ、ベルが正常に動作する。
- 8 ライトは常時点灯とし、ハブダイナモ式自動点灯ライトを使用する。
電池式のオートライトは不可とする。
- 9 反射板がついている。
- 10 泥除け（前後とも）がついていること。

※特に後ろの泥除けには許可ステッカーを貼るので、後方より確認できる状態で取り付けられていること。

- 11 前かごが正しく取り付けであり、十分な強度があること。
- 12 雨合羽をもっていること。
- 13 自転車利用五則を遵守し交通マナーを守ること。

※校外での自転車盗難の被害が発生しています。二重ロックを確実にし、盗られないための防犯対策に努めてください。

【自転車利用4則】（5は該当外のため省略）

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 交通ルールを守る（二人乗り、並進の禁止、交差点での信号の遵守と一時停止・安全確認）
その他、自転車運転中の「傘差し運転」「携帯電話使用」「イヤホン装着」等